

(表6) 指示日より前の施工となっている事例

(単位：円)

契約名	指示番号	指示書の指示日	関係書類による施工日	指示金額
ふ頭内通路及びその他補修工事	7	平成25.6.18	工事記録写真：平成25.6.11	693,200
	3	平成25.6.4	工事監督補助日誌：平成25.6.3	1,053,831
	9	平成25.9.4	工事監督補助日誌：平成25.9.3	1,050,009
東京港埋立地管理柵等維持工事	16	平成25.11.11	工事監督補助日誌：平成25.10.21 工事記録写真：平成25.11.9	913,808
	30	平成26.3.14	工事監督補助日誌：平成26.1.21	748,541
	19	平成25.9.2	工事記録写真：平成25.8.30	1,235,319
南部地区道路橋梁維持工事	30	平成25.11.15	工事記録写真：平成25.11.9	133,413
	40	平成26.1.28	工事記録写真：平成26.1.25	2,407,382
	25	平成25.9.12	工事記録写真：平成25.9.9～11 写真：平成25.9.9	1,995,430
道路緑地管理委託	1	平成25.10.7	工事記録写真：平成25.8.19～20 写真：平成25.8.20	175,809
	2	平成25.10.7	写真：平成25.8.21	53,940
	3	平成25.10.7	工事記録写真：平成25.8.23～27 写真：平成25.8.26	411,290
東京港埋立地草刈等委託その1	4	平成25.10.7	工事記録写真：平成25.9.7	124,570
	5	平成25.10.7	工事記録写真：平成25.9.9	61,310
	2	平成25.4.2	工事記録写真：平成25.4.1	1,297,976
東京港臨海副都心草刈等委託その2	4	平成26.3.18	工事記録写真：平成26.2.18	192,320

(注1) 工事監督補助日誌：一部の工事について、別途契約により、東京港埋立地株式会社に工事監督補助業務を委託しており、その業務報告書である。
 (注2) 工事記録写真：「港湾局工事記録写真撮影基準」に基づき、完了時に提出するもの。
 (注3) 写真：発生材を処理施設に持ち込む際に作成する「一般廃棄物管理票 (A票)」である。

(表7) 補修原因発生又は把握の前の指示決定となっている事例

(単位：円)

契約名	指示番号	指示書の指示日	補修原因発生又は把握した日	指示金額
ふ頭内通路及びその他補修工事	41	平成25.10.29	補修依頼日：平成25.11.6	144,640
	61	平成26.2.28	工事監督補助日誌：平成26.3.8	119,920
東部地区道路橋梁維持工事	29	平成25.12.26	① 事業発見日：平成25.12.29 補修依頼書受付日：平成26.1.7	820,506
	2	平成25.4.8	② 事業発見日：平成25.4.9 補修依頼書受付日：平成25.4.13 補修依頼書受付日：平成25.4.13	371,842
南部地区道路橋梁維持工事	5	平成25.5.23	事業発見日：平成25.5.29 補修依頼書受付日：平成25.5.30	84,288
	8	平成25.6.26	事業発見日：平成25.6.27 補修依頼書受付日：平成25.6.27	150,316
海副都心地区道路橋梁維持工事	29	平成26.2.2	事業発見日：平成26.2.2 補修依頼書受付日：平成26.2.6	358,876
	2	平成25.4.3	事業発見日：平成25.4.13 補修依頼書受付日：平成25.4.13	374,178
東部地区街路灯橋梁灯保守委託	10	平成25.6.4	事業発見日：平成25.6.9 補修依頼書受付日：平成25.6.10	200,808

(注1) 工事監督補助日誌：一部の工事について、別途契約により、東京港埋立地株式会社に工事監督補助業務を委託しており、その業務報告書である。
 (注2) 補修依頼日：「ふ頭内通路及びその他補修工事」において、ふ頭運営課が施設補修課へ「補修依頼書」により依頼した日である。
 (注3) 事業発見日：別途契約している「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」の受託者から提出された「補修依頼書」に記載された事業発見日である。
 (注4) 補修依頼書受付日：別途契約している「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」の受託者から「補修依頼書」を受け付けた日である。

(表8) 次契約の指示及び施工として取り扱った事例

(単位：円)

契約名	指示番号	指示及び施工の状況	指示金額
道路緑地管理委託 その2	19	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第19号」と表示された工事記録写真(平成25.8.19・20施工)がある。	—
	21	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第21号」と表示された工事記録写真(施工日の記載なし)がある。	—
	22	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第22号」と表示された工事記録写真(平成25.8.23・26・27施工)及び「マニフェスト(平成25.8.26持込)」がある。	—
	23	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第23号」と表示された工事記録写真(平成25.9.7施工)がある。	—
	24	欠番となっており、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」もないが、「指示番号第24号」と表示された工事記録写真(平成25.9.9施工)がある。	—
	1	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.8.19～20(「マニフェスト」) * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第19号で施工されたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬(*)がある。	175,809
	2	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.8.21(「マニフェスト」) (「工事記録写真施工日の記載なし」) * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第21号で施工されたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬(*)がある。	53,940
	3	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.8.23～27(「工事記録写真」) 平成25.8.23(「マニフェスト」) * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第22号で施工されたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬(*)がある。	411,290
	4	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.9.7(「工事記録写真」) * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第23号で施工されたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬(*)がある。	124,570
	5	指示日：平成25.10.7 指示期限：平成25.10.15 施工日：平成25.9.9(「工事記録写真」) * 実際には、「道路緑地管理委託」の指示番号第24号で施工されたものであるため、「施工内容確認申請書・指示書」及び「完了届」の指示日及び指示期限と、施工日に齟齬(*)がある。	61,310

イ 検収を適正に行うべきもの

検収は、履行内容が契約内容と適合しているか否かについて、契約書及びその他の関係書類に基づき確認する行為である。要領では、受託者は、施工完了時に、「完了届」とともに工事記録写真及び発生材の処理に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき「廃棄物管理票」の写し(以下「マニフェスト」という。)などの関係書類を提出することとしており、工事主管課は、これらに基づき検収を行っている。
この検収について見たところ、東京港管理事務所では、次のとおり適正でない事例が認められた。

(ア) 指示期限

工事記録写真等の関係書類を見たところ、表9のとおり、指示期限までに施工がなされていないもの、指示期限までに施工が完了したかが確認できないものがあるにもかかわらず、指示期限内に施工が完了したものととしており、適正に検収を行っていない。

(イ) 施工内容

要領によれば、「完了届」及び関係書類は、指示ごとに提出させるものとしている。また、施工は指示ごとに行うものとして単価を設定し、指示金額は施工実績に基づき算出することとしている。

ところで、「完了届」及び関係書類を見たところ、表10のとおり、発生材の運搬及び処理について、受託者は複数の指示に係る運搬・処理をまとめて行っていることから、
① 指示ごとの施工内容が指示内容と適合しているか確認できない

② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきマニフェストを利用した適正な運搬及び処理が確保されているかについて、各指示に対応するマニフェストがないため、確認できない

状況であったにもかかわらず、指示どおりに施工が完了したものととしており、適正に検収を行っていない。

単価契約工事は、即時性のある工事を対象としていることから、指示期限や施工内容が指示どおりであるかを検収することは、この契約の適正な執行を確保する上で重要である。

所は、単価契約工事に係る検収を適正に行われた。

(東京港管理事務所)

(表9) 指示期限に係る検収が不適正な事例 (履行遅延・完了日不明)

(単位:円)

契約名	指示番号	指示期限	関係書類による施工日	指示金額
六頭内通路及びその他補修工事	6	平成25.6.26	工事監督補助日誌:平成25.6.30	144,261
	40	平成25.11.5	工事監督補助日誌:平成25.11.14	1,287,980
	1	平成25.5.15	工事記録写真:平成25.5.16	1,988,600
東京港埋立地管理備等維持工事	4	平成25.6.18	工事監督補助日誌:平成25.7.17	352,001
	5	平成25.6.20	工事監督補助日誌:平成25.7.17	1,988,697
	6	平成25.6.21	工事監督補助日誌:平成25.7.17	1,770,468
	15	平成25.11.22	工事記録写真:平成25.12.5	1,217,234
	9	平成25.7.19	工事記録写真:平成25.7.25	34,800
	11	平成25.7.31	工事記録写真:平成25.8.19	2,241,392
	12	平成25.7.31	工事記録写真:平成25.8.19	3,198,382
	13	平成25.8.5	工事記録写真:平成25.8.19	2,733,609
	24	平成25.10.16	工事記録写真:平成25.10.21	118,893
南部地区道路橋梁維持工事	26	平成25.10.16	工事記録写真:平成25.10.21	13,700
	35	平成26.2.10	工事記録写真:平成26.3.9	1,171,999
	7	平成25.9.18	工事記録写真:平成25.9.19	34,210
	10	平成25.10.19	工事記録写真:平成25.10.22	58,360
	17	平成25.11.6	工事記録写真:平成25.11.12	66,140
	24	平成26.2.28	工事記録写真:平成26.3.8	760,800
	25	平成26.3.8	工事記録写真:平成26.3.10・14	1,881,750
道路樹木維持工事	26	平成26.3.15	工事記録写真:平成26.3.17	1,757,640
	1	平成25.5.24		14,900
	2	平成25.6.1		256,115
	3	平成25.6.1		370,985
	14-1	平成25.7.26		77,000
	14-2	平成25.7.26		449,130
道路緑地管理委託	14-3	平成25.7.26		125,330
	27	平成25.9.30	工事記録写真:平成25.10.10~12	949,180
	1	平成25.4.15	工事記録写真:撮影年月日がなく、全指示分をまとめた工事記録写真帳が契約完了時に提出されていなかったため、各指示の指示期限までに履行されているか不明である。また、その他、施工日を証する書類がない。	997,527
東京港埋立地草刈等委託その1	3	平成25.4.22		993,400
	5	平成25.5.31		1,155,528
	1	平成25.8.30	工事記録写真:平成25.9.3	1,638,346
	3	平成25.10.18	工事記録写真:平成25.10.21・22	1,733,015
	6	平成26.2.15	工事記録写真:平成26.2.19	369,410
東京港埋立地草刈等委託その2	1	平成25.8.30	工事記録写真:平成25.9.3	1,638,346
	3	平成25.10.18	工事記録写真:平成25.10.21・22	1,733,015
	6	平成26.2.15	工事記録写真:平成26.2.19	369,410
東京港埋立地草刈等委託その3	1	平成25.8.30	工事記録写真:平成25.9.3	1,638,346
	3	平成25.10.18	工事記録写真:平成25.10.21・22	1,733,015
	6	平成26.2.15	工事記録写真:平成26.2.19	369,410

(注1) 工事監督補助日誌:一部の工事について、別途契約により、東京港埋立地株式会社にて工事監督補助業務を委託しており、その業務報告書である。

(注2) 工事記録写真:「港湾局工事記録写真撮影基準」に基づき、完了時に提出するもの。

(注3) マニフェスト:発生材を処理施設に持ち込む際に作成する「一般廃棄物管理票(A票)」である。

(注4) 剪定枝葉受入伝票:伐採した枯損木を再資源化施設に持ち込む際に作成する「海の森剪定枝葉堆肥化事業剪定枝葉受入伝票」である。

(表10) 施工内容に係る検収が不適正な事例

(単位:円)

契約名	指示番号	指示内容	指示金額	
			数量	指示金額
道路緑地管理委託	3	指示番号第14-1~14-3号の発生材(植木くず)について、まとめて運搬・処理	1	14,900
			2	256,115
			3	370,985
			14-1	77,000
			14-2	449,130
			14-3	125,330
			1	14,900
			2	256,115
			3	370,985
			14-1	77,000
			14-2	449,130
			14-3	125,330

指示番号第14-1~14-3号の発生材(植木くず)について、まとめて運搬・処理	数量	指示金額
街路樹剪定 高木夏期剪定 幹周リ60~119cm	1本	14,900
2トトラック運搬10km 処理費共		
街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周リ60cm未満	16本	
2トトラック運搬10km 処理費共		
街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周リ60~119cm	27本	
2トトラック運搬10km 処理費共		
街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周リ120~179cm	2本	256,115
2トトラック運搬10km 処理費共		
高所作業車(リフト車)運搬	6時間	
作業床高9.9m×積載荷重1000kg		
交通誘導員費 誘導員B 昼間 実労8時間 交代無	1日	
街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周リ60cm未満	2本	
2トトラック運搬10km 処理費共		
街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周リ60~119cm	17本	
2トトラック運搬10km 処理費共		
街路樹剪定 高木支障枝剪定 幹周リ120~179cm	13本	370,985
2トトラック運搬10km 処理費共		
高所作業車(リフト車)運搬	12時間	
作業床高9.9m×積載荷重1000kg		
交通誘導員費 誘導員B 昼間 実労8時間 交代無	1日	

(単位：円)

契約名	指示内容		数量	指示金額
	指示番号	工種		
東京港埋立地草刈等委託その3	指示番号第1～3号の発生材（植木くず）について、まとめて運搬・処理	機械草刈（肩掛・人力集草） 運搬距離5.5km以下	14.6a	677,900
		機械草刈（肩掛・刈放し）	98.9a	
		雑木伐採工 幹回り29cm以下	5本	
		雑木伐採工 幹回り60～89cm以下	1本	
		雑木伐採工 幹回り90～119cm以下	2本	
		運搬作業 2t車10kmまで	3回	
		剪定投棄等処分費 海の森みどり資源センター 清掃工場受入料	1.47t	
		機械草刈（肩掛・刈放し）	11.3a	
		雑木伐採工 幹回り90～119cm以下	1本	
		高・中木手入（基本剪定） 常緑広葉樹90～119cm以下	1本	
		高・中木手入（基本剪定） 常緑広葉樹120～149cm以下	1本	
		運搬作業 2t車10kmまで	1回	
		剪定投棄等処分費 海の森みどり資源センター 清掃工場受入料	0.66t	
		機械草刈（ハブナイフ・人力集草） 運搬距離5.5km以下	32.3a	
		機械草刈（ハブナイフ・刈放し）	59.4a	
機械草刈（肩掛・人力集草） 運搬距離5.5km以下	12.4a			
機械草刈（肩掛・刈放し）	32.7a			
運搬作業 2t車10kmまで	2回			
剪定投棄等処分費 海の森みどり資源センター 清掃工場受入料	0.27t			
3				355,610

ウ 単価契約工事の運用を適切に行うべきもの

要領において、単価契約工事は、港湾施設及び海岸保全施設等の維持管理に関して、総価契約工事では対応が困難な即時性又は小規模性のある工事を対象としている。これは、総価契約で施工すると設計から契約まで一定の期間が必要となり、①利用に支障を及ぼす事案が発生した際に、管理者として即時にその原因を取り除くことが困難である、②小規模な工事について、その都度契約することは事務処理上非効率であり、必要な補修等を適時に行うことが困難であるなどの考え方によるものである。

また、単価の設定に当たっては、即時性又は小規模性における平均損失時間を算出した労務単価を割り増した単価を設定する場合があり、各所が、契約ごとにその業務内容に応じて、割増単価の設定の有無について判断している。

(ア) 東京港管理事務所において、港湾施設の利用に支障を及ぼす事案に対し、即時に対応する必要があるとして割増単価を設定している「ふ頭内通路及びその他補修工事」（表4の項番1）ほか4件の単価契約工事について見たところ、表11のとおり、補修対象事案の把握から指示までに、特段の理由もなく時間を要している事例が認められた。

しかしながら、即時に対応するために当該単価契約工事を締結しているにもかかわらず、即時に指示しておらず、適切でない。

(イ) 東京港建設事務所において、海岸保全施設の維持管理に必要な補修等を随時施工するため締結している「東京港海岸保全全区域内管理種及びその他補修工事」（表5の項番1）について見たところ、表12の指示番号3・4・5番（指示日：平成25.8.1）及び7・8・9・12番（指示日：平成26.1.31）の7件は、補修事案の発生時期及び補修の要否の判断時期について、記録がなく確認できない状況であった。

これについて、所は、施設の日常管理において発見した補修事案について、その発生状況と発注限度額を勘案して指示しており、その結果、上記7件について、一定時期（平成25年8月と平成26年1月）にまとめて指示したとしている。

しかしながら、単価契約工事により施工する場合は、発生の都度、指示をすべきであるにもかかわらず、一定時期にまとめて指示を行っており、適切でない。

単価契約工事は、総価契約工事では対応が困難な即時性又は小規模性のある工事を対象としていること、また、業務内容に応じて割増単価を設定していることから、その適切な運用により、施設の維持管理を行う必要がある。

両所は、単価契約工事の運用を適切に行われない。

(東京港管理事務所)
(東京港建設事務所)

(表11) 即時に指示していない事例(把握から指示まで1か月以上経過しているもの)

(単位:円)

指示番号	内容	事業の把握状況		指示及び施工の状況		指示金額
		補修依頼日又は発見日	回答日又は受付日	指示日	指示期限	
ふ頭内通路及びその他補修工事						
7	大井食品ふ頭 クレーン架設補修	平成25.5.8	平成25.5.13	平成25.6.18	平成25.7.1	693,200
20	大井海貨5号上屋 クレーン架設補修	平成25.5.14	平成25.6.21	平成25.7.19	平成25.8.1	68,890
22	10号その2(西) クレーン架設補修	平成25.5.15	平成25.5.16	平成25.8.13	平成25.8.26	399,848
23	10号その2(東) クレーン架設補修	平成25.4.19	平成25.4.30	平成25.8.13	平成25.8.26	456,103
24	大井海貨3号上屋 舗装補修	平成25.7.3	平成25.7.10	平成25.8.15	平成25.8.28	2,737,703
25	月島ふ頭 フェンス補修	平成25.6.18	平成25.6.21	平成25.8.21	平成25.9.3	138,640
27	大井海貨2号上屋 舗装補修	平成25.6.11	平成25.6.14	平成25.8.28	平成25.9.10	2,893,058
28	大井青果1号上屋 陥没舗装補修	平成25.7.16	平成25.7.22	平成25.9.11	平成25.9.24	2,257,998
30	若洲ふ頭 グレート補修	平成25.5.13	平成25.5.16	平成25.9.24	平成25.10.7	2,041,280
33	竹芝ふ頭 舗装補修(2か所)	平成25.7.25	平成25.7.30	平成25.9.27	平成25.10.10	299,522
39	芝浦ふ頭 タラップ補修	平成25.5.28	平成25.6.3	平成25.10.23	平成25.11.5	1,756,000
46	芝浦ふ頭 舗装補修	平成25.11.11	平成25.11.22	平成26.1.7	平成26.1.20	2,088,214
47	芝浦ふ頭 C24番 陥没補修	平成25.10.21	平成25.10.25	平成26.1.7	平成26.1.20	84,055
50	若洲ふ頭 パトカー鉄蓋交換	平成25.10.29	平成25.11.11	平成26.1.17	平成26.1.30	98,465
54	若洲建材ふ頭 雑壁補修	平成25.8.21	平成25.8.26	平成26.1.17	平成26.1.30	445,900
55	品川ふ頭 クレーン鉄蓋補修	平成25.12.13	平成25.12.24	平成26.1.28	平成26.2.10	143,320
57	大井青果1号上屋 クレーン周辺陥没補修	平成25.10.15	平成25.11.1	平成26.2.12	平成26.2.25	360,009
60	大井海貨1号上屋 路面補修	平成25.11.13	平成25.11.22	平成26.2.25	平成26.3.10	2,884,849
63	10号ふ頭9番ゲート キタガ補修	平成25.12.24	平成26.1.10	平成26.3.5	平成26.3.18	131,920
66	月島ふ頭F6 陥没補修	平成25.12.6	平成25.12.16	平成26.3.13	平成26.3.26	585,743
67	品川ふ頭日野積場 区画線書換補修	平成26.1.29	平成26.2.7	平成26.3.12	平成26.3.26	2,176,545
68	青梅流通センター・2号棟 地盤沈下補修	平成26.1.30	平成26.2.6	平成26.3.13	平成26.3.26	2,506,457
東部地区道路橋梁維持工事						
3	ガードポスト破損	平成25.4.2	平成25.4.8	平成25.5.14	平成25.5.28	588,938
14	ガードポスト破損	平成25.4.19	平成25.4.22	平成25.7.25	平成25.8.19	2,982,516
24	ガードポスト破損	平成25.4.23	平成25.4.23	平成25.10.29	平成25.11.12	142,045

(単位:円)

指示番号	内容	事業の把握状況		指示及び施工の状況		指示金額
		補修依頼日又は発見日	回答日又は受付日	指示日	指示期限	
南部地区道路橋梁維持工事						
5	雨水排水詰り5か所	平成25.5.5	平成25.5.9	平成25.6.10	平成25.6.21	119,618
11	轆轤	平成25.6.8	平成25.6.10	平成25.7.12	平成25.7.31	2,241,392
12	轆轤	平成25.6.8	平成25.6.10	平成25.7.19	平成25.7.31	3,198,382
17	路面ひび割れ等 クレーン架設補修	平成25.6.22	平成25.6.25	平成25.8.19	平成25.9.5	1,166,512
10	ボストンコンクリート破損	平成25.6.27	平成25.6.27	平成25.8.13	平成25.8.20	485,893
臨海トンネルほか道路橋梁維持工事						
17	ガードポスト破損	平成25.4.30	平成25.5.2	平成25.9.18	平成25.9.27	342,003

(注1) 補修依頼日又は発見日: ① 「ふ頭内通路及びその他補修工事」については、ふ頭運営課が施設補修課へ「補修依頼書」により依頼した日である。

② その他の契約については、別途契約している「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」の受託者から提出された「補修依頼書」に記載された事業発見日である。

(注2) 回答日又は受付日: ① 「ふ頭内通路及びその他補修工事」については、施設補修課がふ頭運営課へ「補修依頼回答書」により回答した日である。

② その他の契約については、別途契約している「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」の受託者から「補修依頼書」を受け付けた日である。

(注3) 指示日、指示期限: 指示書による指示日、指示期限

(単位:円)

指示番号	指示日	指示期限	指示箇所	指示概要	指示金額
1	平成25.8.1	平成25.9.2	江東区枝川1-14 平入運河	フェンス設置	381,649
2	平成25.8.1	平成25.9.2	江東区枝川1-9、10 枝川運河	フェンス設置	206,371
3	平成25.8.1	平成25.9.2	江東区豊洲1-9外1か所 豊洲水門	フェンス設置	365,953
4	平成25.8.1	平成25.10.31	江東区東雲2-7 辰巳水門	クレーン補修及び 目地鋼板設置	774,000
5	平成25.8.1	平成25.10.31	江東区豊洲5-1 東雲水門	クレーン補修及び 目地鋼板設置	1,498,000
6	平成25.12.19	平成26.1.17	江東区辰巳1-1 辰巳排水機場	給水管新替に伴う 土工はか	467,730
7	平成26.1.31	平成26.1.31	江東区辰巳1-1 辰巳排水機場連絡通路	腐食鉄板取替え	115,000
8	平成26.1.31	平成26.3.28	江東区豊洲5-1 東雲水門	フェンス及び 階段コンクリート 設置	324,000
9	平成26.1.31	平成26.3.28	江東区東雲1-1 東雲水門	フェンス及び コンクリート 補修	175,555
10	平成26.1.31	平成26.3.28	江東区越中島3-1 豊洲水門	フェンス及び コンクリート 補修	484,705
11	平成26.1.31	平成26.3.28	江東区枝川3-8 枝川運河	フェンス設置	165,000
12	平成26.1.31	平成26.3.28	江東区新砂3-7 砂町排水機場連絡通路	フェンス及び コンクリート 補修	1,515,150

エ 単価契約工事の適正な執行について指導を行うべきもの
 単価契約工事は、契約時点において数量・金額等が確定せず、指示により内容を確定し施工するものであることから、単価契約工事の執行については、単価契約工事実施要領に基づき適正に行う必要がある。

本来、要領に基づく指示手続、検収等の契約事務に係る所定の手続を経ることにより、各所における内部牽制・統制が有効に機能する仕組みとなっている。

しかしながら、東京港管理事務所及び東京港建設事務所において、要領に基づく事務処理を行っていないことなどから、内部牽制・統制が機能しておらず、これまで述べてきたように、①指示を適正に行っていないもの、②検収を適正に行っていないものなど、改善を要する事例が多数生じている(表13で一覧として再掲)。

港湾整備部は、各所の工務係長を対象とした会議(年2回程度)を開催し、適正な施工等について指導しているとするものの、両所の実態を把握しておらず、指導・改善に至っていないことから、要領の趣旨を徹底するなど、単価契約工事の適正な執行を図る必要がある。

部は、両所に対し、単価契約工事の適正な執行について指導されたい。

(港湾整備部)

(表13) 改善を要する事例の状況

契約名	改善を要する事項		指 示		検 収		運 用 (表11,12)
	指示 記録簿 (表4)	指示前 施工等 (表6,7)	執行管理 (表8)	履行 遅延等 (表9)	施工 内容 (表10)		
東京港管理事務所							
ふ頭内通路及びその他補修工事	全68件	3件		2件		22件	
東京港理立地管理柵等維持工事	全31件	4件		5件			
東部地区道路橋梁維持工事	全36件	1件				3件	
南部地区道路橋梁維持工事	全43件	4件		7件		4件	
リノボ「アリアゲ」及び臨海副都心地区道路橋梁維持工事	全26件	2件				1件	
臨海「アズル」ほか道路橋梁維持工事	全34件	1件				1件	
道路樹木維持工事	全27件			6件			
東部地区街路灯橋梁灯保守委託	全26件	2件					
南部地区街路灯橋梁灯保守委託	全32件						
南部地区街路灯橋梁灯保守委託その2	全28件						
道路緑地管理委託	全26件	1件		5件		6件	
道路緑地管理委託その2	全19件	5件		5件			
東京港理立地草刈等委託その1	全6件	1件					
東京港理立地草刈等委託その2	全6件			3件			
東京港理立地草刈等委託その3	全8件			2件			
東京港臨海副都心草刈等委託その1	全7件			1件		3件	
東京港臨海副都心草刈等委託その2	全7件	1件					
東京港建設事務所							
東京港海岸保全区域内管理柵及びその他補修工事						7件	

(注) 改善を要する事例がある場合、その指示件数を表示している。

(3) 工事監督補助業務委託を適切に行うべきもの

港湾整備部は、東京港管理事務所及び東京港建設事務所が行う一部の土木工事の工事監督補助業務について、「平成25年度工事監督補助業務委託契約」(契約金額: 5,985万円、契約期間: 平成25.4.1~平成26.3.31)を東京港埠頭株式会社(以下「受託者」という。)に特命して締結している。

仕様書において、

- ① 受託者は、出来形確認の現場立会等の実施した監督補助の内容について、「工事監督補助日誌」(以下「日誌」という。)に記録し、監督員へ提出すること
- ② 本委託の監督員は、対象工事の監督員が兼務すること
- ③ 本委託の監督員の業務は、受託者が実施した監督補助の実績を確認することとしている。

ところで、本委託の対象工事のうち、東京港管理事務所が実施した表14の単価契約工事については、前述の指摘「(2)単価契約工事について」のとおり、指示前施工や履行遅延となっている事例が認められた。

これは、指摘(2)で述べた単価契約工事の指示及び検収の問題のみならず、日誌の確認など、本委託の監督員として行うべき監督も適切に行われていないことによるものである。

部は、工事監督補助業務委託の監督を適切に行われたい。

(港湾整備部)

(東京港管理事務所)

(表14) 本委託の対象工事のうち不適切事例のあったもの

契約名	契約期間
ふ頭内通路及びその他補修工事(単価契約)	平成25.4.1~平成26.3.31
東京港理立地管理柵等維持工事(単価契約)	平成25.4.1~平成26.3.31

(4) 業務委託結果を活用し、道路等の管理を適切に行うべきもの
 東京港管理事務所は、臨海道路及び埋立地等(以下「道路等」という。)の管理に万全を期することを目的として、「道路等巡回及び埋立地警備業務委託」(契約金額:1億5,176万7,000円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)を締結し、毎日行う道路巡回警備及び年2回行う道路面・設備等の定期調査等を行わせている。

ところで、この契約による道路等の管理について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 補修依頼事案の対応

毎日行う道路巡回警備は、車両巡回により道路面の状況を監視するものであり、所は、補修等の必要な箇所や委託者が応急処置をした軽微な損傷等について「業務日誌」で、また、車の轍など応急処理ができない箇所については「補修依頼書」を用いてその状況を報告させている。

ところで、「補修依頼書」に係る対応状況について見たところ、表15のとおり補修等の対応に係る記録がなく補修等の対応を実施したか確認できない事例、また、表16のとおり事案発生の報告後、速やかに補修等の指示を行っていない事例が認められた。

イ 管理道路調査報告の対応

年2回行う道路面・設備等の定期調査は、道路等の破損などの状況を調査するものであり、所は、その結果を「管理道路調査報告書」により報告させている。

この「管理道路調査報告書」について見たところ、上半期の表17の事例では、①位置を示す図と事項の記載のみで、現場写真がなく破損等の状況が不明なものがあるにもかかわらず、所は確認を行っておらず、状況を把握していないこと、②補修等の対応を行っていないことが認められた。下半期の表18の事例では、補修等の対応を行っていないことが認められた。

また、道路等の破損等に係る補修基準や補修計画がなく補修部署による補修の要否の判断が必要な状況であるにもかかわらず、「管理道路調査報告書」は、この契約を所管する管理部署のみの提出・回付となっており、補修部署へ回付されていない。そのため、補修部署による事案の把握及び補修の要否の判断ができない状況となっている。

これらの状況は、受託者に報告を求めているにもかかわらず、所がその報告に対して適時適切な対応を行っていないものであり、所は、業務委託結果を活用した的確な対応により道路等の管理を適切に行う必要がある。

所は、業務委託結果を活用し、道路等の管理を適切に行われたい。

(東京港管理事務所)

(表15) 補修等対応の実施が確認できないもの(例)

補修依頼書番号	補修依頼書(発見日)補修依頼書受付日	路線名	場 所	内 容	実地調査で確認した内容
1	平成25.4.2 平成25.4.8	中防内西5号線	東京私鉄コンテナ検査センター	ガードパイプ破損	所は、簡易補修を行ったとしているが、記録がなく、実施状況の確認ができない。
16	平成25.4.21 平成25.4.22	青海線貨線	江東区青海4丁目テレコムセンター-交差点	ガードパイプ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
17	平成25.4.22 平成25.4.22	大井15号線	品川区八潮2丁目第5.6バス	横断禁止標識の傾斜	所は、受託者により速やかに撤去済みであるとしているが、同年12月に、同じ状態であることを受託者が業務日報により報告しており、撤去していただいたことを確認した。
32	平成25.5.10 平成25.5.10	大井1号線	品川区八潮2	立入禁止表示板転倒	所は、歩道切り下げ申請者へ依頼した状況が確認できない。
40	平成25.5.23 平成25.5.23	台場2号線	港区台場1	インターロックング不良	所は、受託者により対応済みとしているが、その記録がなく、実施状況が確認できない。
57	平成25.6.15 平成25.6.17	台場2号線	港区台場2-9(日航ホテル前)	舗装ポットホール	所は、受託者により対応済みとしているが、その記録がなく、実施状況が確認できない。
73	平成25.6.27 平成25.6.27	大井縦貫線(南行)	品川区八潮2-9	ガードパイプ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
74	平成25.6.27 平成25.6.27	大井14号線	大田区東海5-3	ガードパイプ変形	所は、保留(翌年度実施)としたとしているが、その判断を行ったことが確認できない。
236	平成26.1.3 平成26.1.6	テレビポート駅前広錫線	江東区青海1-2	ガードパイプ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
237	平成26.1.4 平成26.1.6	新木場・若洲線	江東区若洲1-1	街きよ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
247	平成26.1.15 平成26.1.16	新砂・夢の島線	江東区夢の島2-1	ボストンコーン破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
263	平成26.1.30 平成26.2.3	有明ふ頭連絡線	江東区有明4-6	破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
277	平成26.2.26 平成26.2.27	大井縦貫線	品川区八潮2-3	ボットポール	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
278	平成26.2.9 平成26.2.28	大井9号線	品川区八潮1-4(大井北 部 陸橋)	ガードパイプ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
280	平成26.3.6 平成26.3.6	辰巳21号線	江東区辰巳3-8-10	ガードパイプ破損	所は、軽微につき保留としたとしているが、その記録がなく、判断を行ったことが確認できない。
281	平成26.3.6 平成26.3.10	国際線 示場駅前広錫線	江東区有明3-7	ボラーボード欠損	所は、保留(翌年度実施)としたとしているが、その判断を行ったことが確認できない。
282	平成26.3.10 平成26.3.11	大井縦貫線	大田区東海4-4	舗装クラック	所は、保留(翌年度実施)としたとしているが、その判断を行ったことが確認できない。

(表16) 速やかに補修等の指示を行っていない事例

補修依頼書 番号	内 容	事業の把握状況		指示及び施工の状況	
		補修依頼書 (発見日)	補修依頼書 受付日	指示日	指示期限
2	ガードパイプ破損	平成25.4.2	平成25.4.8	平成25.5.14	平成25.5.28
4	アリアケラミ破損	平成25.4.3	平成25.4.8	平成25.5.24	平成25.5.29
15	ガードパイプ破損	平成25.4.19	平成25.4.22	平成25.7.25	平成25.8.19
18	ガードパイプ破損	平成25.4.23	平成25.4.23	平成25.10.29	平成25.11.12
25	ガードパイプ破損	平成25.4.30	平成25.5.2	平成25.9.18	平成25.9.27
29	アリアケラミ破損	平成25.5.4	平成25.5.7	平成25.6.28	平成25.7.3
30	雨水樹詰り5か所	平成25.5.5	平成25.5.9	平成25.6.10	平成25.6.21
51	轢かれ	平成25.6.8	平成25.6.10	平成25.7.12	平成25.7.31
61	轢かれ、 パナソニックアリアケ	平成25.6.22	平成25.6.25	平成25.7.22	平成25.7.29
62	路面ひび割れ外	平成25.6.22	平成25.6.25	平成25.8.19	平成25.9.5
72	ボストンコン破損	平成25.6.27	平成25.6.27	平成25.8.13	平成25.8.20

(注) 指示日、指示期限：補修工事契約の指示書による指示日、指示期限

(表17) 上半期管理道路調査報告書の記載事項 (抜粋)

位置等	事 項	写真等 の有無	対応状況
東部班道路調査 青梅1	① ボットホール ② ボラーボードチェーン金具なし ③ 平板（インターロックキング）がたつき ④ 側溝に落ち葉多く溜まる為、冠水に注意を要する場所あり	無	補修や補修の要否の判断の対応を行っていない。
東部班道路調査 東京ビツクサイト東	平板（インターロックキング）がたつき	無	

(表18) 下半期管理道路調査報告書の記載事項 (抜粋)

位置等	事 項	写真等 の有無	対応状況
青梅1号線	横断歩道の白線が薄い	有	
青梅2号線	ボストンコン欠如、道路上クラック、右折ライン薄い、シーリア前歩道縁石段差	有	
辰巳13号線	横断歩道白線消えかかっている マンホール割れ、クラック、ボットホール、コンクリート剥離	有	補修や補修の要否の判断の対応を行っていない。
有明3号線	横断歩道の白線が消えかけている	有	
有明埠頭連絡線	ボストンコン欠如、道路上クラック、右折ライン薄い	有	
有明2号線	道路標示の白線薄い	有	

(5) ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、ふ頭内の樹木・寄植の剪定（※）及び除草等の緑地維持管理について、表19の契約を締結している。その仕様書では、「街路樹等維持標準仕様書」（平成19年4月、建設局公園緑地部）に基づき、高木・中木・寄植剪定を年1回、除草等の緑地維持管理を年2回行うこととしている。

また、受託者に対し、

- ① 各月の作業の着手に当たっては、事前に所の監督員に連絡すること。また、完了後も速やかに連絡し、業務履行日誌等（月ごとの工程表添付）を提出すること
- ② 高木・中木・寄植剪定及び1回目の緑地維持管理が完了した後、また、2回目の緑地維持管理が完了した後にそれぞれ、出来高に関する資料（工事記録写真、モニタリング等）をとりまとめ、監督員の確認を受け、完了届を提出し検査を受けること
- ③ 各作業の実施について、提出した着手時の工程表に遅れないように注意すること

とすることで、表19の契約の履行状況について見たところ、以下の適切でない点が認められた。

ア 業務履行日誌等（月ごとの工程表添付）の提出がなされていない。

イ 高木・中木・寄植剪定及び1回目の緑地維持管理の出来高について、完了届が未提出で検査を行っておらず、契約期限である平成26年3月14日に、2回目の緑地維持管理と一括して提出された完了届により、検査を行っている。

ウ 高木剪定は、契約内訳書において夏期剪定としている。着手時に提出された工程表においても、表20のとおり、平成25年7月から同年10月までの実施予定としているにもかかわらず、平成25年11月から平成26年1月までに実施されており、実施時期が著しく遅延している。さらに、表20のうち5番、6番及び8番の箇所については、完了届に添付された工程表の実施時期と作業記録写真の実施日とに相違がある。

前述ア及びイは、契約の仕様書どおりに、所が受託者から書類を提出させていないことによるものであり、適切な確認・検査の実施はもとより、業務実施時期の遅延について、所としてその是非を判断できない状況となっており、適切でない。

前述ウについては、表21の「街路樹等維持標準仕様書」によると、夏期剪定は外観的な樹冠の整正や台風等の強風の風圧低減などのために行うものであり、樹形の骨格作りを主目的とした冬期剪定等とは本質的に異なる剪定であるとされていることから、夏期剪定の時期を逸して実施することの有効性が認められない状況となっており、適切でない。

所は、ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託を適切に行われた。

(東京港管理事務所)